

～最高裁 H30. 6. 1 判決から読み解く～ 労契法 20 条と「同一労働・同一賃金」

最高裁が、6月1日に、非正規社員と正社員との賃金格差の是正を求める2つの裁判で、判決を出しました。

労働契約法20条についての初めての最高裁判決です。

今回の北大阪セミナーでは、最高裁判決の内容と意義について、当事務所弁護士が解説いたします。

また、最高裁判決の到達点を踏まえて、これから「同一労働・同一賃金」を実現するためには、どういった取り組みが求められるのか等について、一緒に考えたいと思います。

どなたでもお気軽にご参加ください。

〈 当日の予定 〉

- ①最高裁判決の解説
- ②労働契約法20条の射程について
- ③フリーディスカッション
同一労働・同一賃金の実現に向けて

〈 講師 〉

中西 基 弁護士
(当事務所)



8 / 29 (水)

とき 18:30～20:30
場所 北大阪総合法律事務所
(会議室)

- ❖地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅下車、1番出口を出て西へ徒歩7分。
- ❖黒色の建物「西天満ファイブビル」の4階が受付となっております。
- ❖1階には「カフェ・ベローチェ」が入っています。

お問い合わせ：

TEL 06-6365-1132



..... 〈参加申し込み〉

北大阪総合法律事務所 宛 (FAX 06-6365-1256)

2018年8月29日(水) 北大阪セミナーに参加します！

【事前にご質問などあればご自由にお書き下さい】

団体名：_____

お名前：_____

ご連絡先：_____



北大阪総合法律事務所
kita osaka general law office

〒530-0047
大阪市北区西天満5丁目16番3号
西天満ファイブビル4階
TEL 06-6365-1132